

教育指導センター「やすらぎの園」
適応指導教室についての提言書

令和4年12月

阿見町議会

目的と背景

近年増加傾向にある、不登校・引きこもりの子や生きづらさを抱える子(以下、不登校児童生徒等)に対する支援のあり方に関するものであり、阿見町における支援のあり方について提言することを目的としている。

不登校児童生徒等の背景には、神経発達症や家庭状況なども含めた様々な社会的要因があるとされている。こうした背景に配慮した支援のあり方の必要性は認識されているものの、将来的な子どもの社会的自立を目指すといった観点からの具体的な手法は見えにくい現状がある。また、単に不登校児童生徒数を減らすための数値目標を掲げるだけでなく、独自の基本方針やアクションプラン等を策定する自治体も出てくるなど、支援のあり方は年々具体化されてきている。さらに近年は、不登校児童生徒等を学校に戻そうとするこれまでの視点から、学校以外の場であっても、社会的な自立を目的とした支援を不登校対策とする新たな視点も加わった。

阿見町議会では、所管の民生教育常任委員会において、これらの背景を踏まえ、阿見町における不登校児童生徒等への支援を行うことで、こうした子どもたちが未来に希望を持ちながら成長できる社会の実現を目指し、本提言を行う。

第1章 不登校等の問題をめぐる論点

全国で増加傾向が続く不登校児童生徒等への支援に対しては、出席の取り扱いや学習機会の確保などをめぐり、様々な課題が指摘されてきた。学校や相談室、中間教室などに顔を出せば出席扱いとなる一方、学習支援や進路指導まで手が回らない学校は多数存在しており、本質的な不登校児童生徒等への対策につながっていないとする意見や、子どもや保護者が一人で悩みを抱え込まないための環境づくりを必要とする意見もある。

そのような中、平成28年度に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及びこれに伴う基本方針等が文部科学省から示された。これまでは、不登校児童生徒等を学校に戻すことを目的とした支援のあり方が主流であったのに対し、こうした子たちの社会的自立を目的とした支援のあり方へと視点が変わり、学習環境の整備はじめ、学校以外の場における支援活動との連携も広く推進されるようになった点が大きな違いとして挙げられる。こうした点を踏まえ、これまでの支援のあり方が、新たな視点のもとに見直される必要が生じることとなった。

1 不登校の定義

文部科学省では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者」と定義している。

2 不登校児童生徒への支援に関する国・県における近年の動向

文部科学省 平成28年12月14日「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、教育機会確保法)が公布されました。この法律は、不登校児童生徒が教育を受ける機会を確保できるよう定められたものである。第3条の基本理念では、次のように制定されている。

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

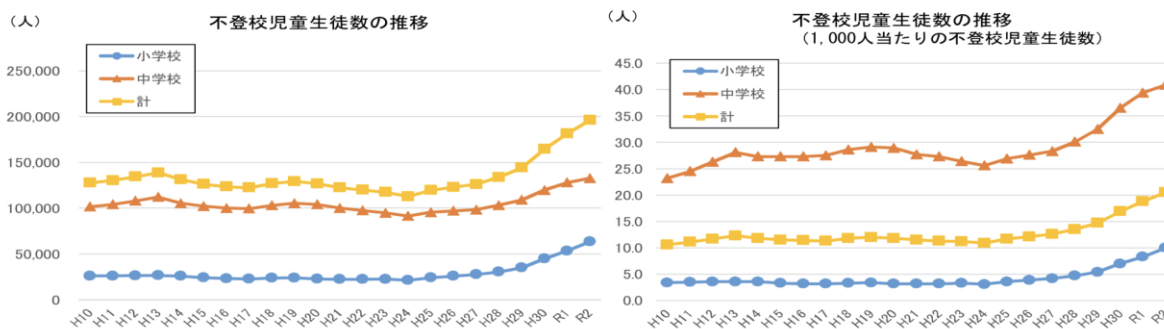
4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

また、第10条では、特別の教育課程に基づく教育を行う学校6の整備等について記載されるなど、第10条から第13条及び第19条にかけては、学習環境の確保に努めるよう言及されている。さらに、その後策定された基本指針の中で「不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。」と明記されており、不登校は個人の問題のみで捉えられるものではないとする国の姿勢を見て取ることができる。

小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は196,127人（前年度181,272人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は20.5人（前年度18.8人）。不登校児童生徒数は8年連続で増加し、過去最多となっている。



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	106,999	119,687	127,922	132,777
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	
計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

第2章 阿見町の現状と課題

1 現状

令和3年度の阿見町では、適応指導教室『やすらぎの園』に通っている児童生徒は12人います。その内3人が小学生で9人が中学生である。年度末には、だいたい26～27名が登録される。

表1

小 中 計			合 計
男	1,780	121	1,901
女	1,761	48	1,809
計	3,541	169	3,710
学級数	122	32	154

表1を見ると、阿見町の児童生徒数は、3710名で学級数は154学級ある。その内、男子121名 女子48名 合計169名が特別支援学級に通っている。

表2 小学校 1年 2年 3年 4年 5年 6年 合計

計	男	206	6	215	10	209	14	203	18	187	15	164	25	1,184	88	1,272
	女	205	2	207	4	198	6	194	4	198	7	205	6	1,207	29	1,236
	計	411	8	422	14	407	20	397	22	385	22	369	31	2,391	117	2,508
	学級数	15		15		15		13		14		13		85	22	107

表2で小学生を学年ごとに見ると、1年生から6年生に向けて特別支援学級に通う児童が、約4倍に増えている。さまざまな要因があると考えられる中、今後しばらくは阿見町の児童生徒数は減少傾向にはない。昨年2021年春から緩やかな人口増が進み、今後も人口が増えていくと思われる。

流入人口が増加傾向にあり、子どもの数も増加していくと特別支援学級に通う児童生徒も増えていくと考えられる。当然教育指導センター・やすらぎの園『適応指導教室』に通う児童生徒も増えることを想定していく必要がある。

また、令和3年度の不登校児童生徒数（90日じ以上欠席）は57名で、小学校16名、中学校41名でした。そして、この中でどこにも相談していない児童生徒が30名います。これらのことを考えると、阿見町における教育相談センター『やすらぎの園』の果たすべき役割は、ますます大きくなることが想定される。

2 課題

阿見町教育相談センター『やすらぎの園』平成7年にスタートし、現在の施設は、平成8年に現在の場所に設置された。その後、通級児童生徒の増加により2度にわたり増築されてきた増築されてきた。しかし、まだまだ施設としては狭く、より充実した支援をしていくためにはさらに、いつかの部屋が必要となってきた。また、相談室に防音対応がされていないことや施設設備もかなり老朽化している。そのために、安心して相談できる環境ではなく、児童生徒にとっても快適な学習環境とはいえない。

阿見町教育センターとして現在の施設にプラスとして必要と考える施設設備としては、小学生、中学生別の学習室、電話相談室、教材・資料室、図書室がある。また教育センターの役割を果たすとなると、会議室や研修室も必要である。さらに現在、専用の駐車場・駐輪場はなく、相談者、通所児童生徒、保護者、来客、職員は図書館前に駐車している。

現在、職員の努力により、個別支援の充実に努めているが、これ以上、通所する児童生徒が増加した場合、施設設備的にも対応が困難である。

第3章 教育指導センター・やすらぎの園『適応指導教室』についての提言

- 1) 教育指導センター・やすらぎの園『適応指導教室』を適当な場所に設置すること。
- 2) 安心して相談できる防音設備の伴った相談室を整備すること。
- 3) 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう小学生と中学生の学習室を整備すること。
- 4) 電話相談室，教材・資料室，図書室を整備すること。
- 5) 教育センターの役割を果たすため，会議室や研修室を整備すること。
- 6) 専用の駐車場・駐輪場を整備すること。

阿見町の教育理念は『学びあい 支えあい 共に輝く人づくり』である。文部科学省の提示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を実現し，阿見町の不登校の児童生徒たちが，安心して学習のできる環境を整備することを提言する。